

マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう

連続座談会ニュース 第 64 回

板橋マンション管理組合ネットワーク

法律を学ぼう その1 マンション管理適正化法

管理組合等の努力義務

☆今までマンションの管理には無関心だった…けど、これからは？

適正化法第 4 条では、
管理組合は、マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう努めなければならない。
2 マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。 と、定めています。

☆「私は順番で役員になっただけ」、
「私の任期のときは、何もしたくない」、
「早く任期を終えて、次の人と交代したい」といった無関心な考え方は、この法律によって定められた、区分所有者としての役割義務を軽視した対応とも言われかねないのではないのでしょうか。



マンション管理適正化指針

☆国は管理組合の管理の在り方を示した「マンション管理適正化指針」も決めました。

今まで放置されていた管理組合の運営に対し、その責任の重視とその自覚を明確にする必要があったためと思われます。

☆管理組合及び区分所有者が応分の負担と協力をしながら、組合員全員で「自分たちの財産は自分たち自身で守る」ことを基本的な考え方としています。

☆マンション管理の主体は管理組合自身であることを明らかにし、マンションにおける快適な居住環境を確保するための方針が定められました。

